平成２６年（フ）第３０４号
高知県室戸市佐喜浜町1595番地20、申立時の住所高知市はりまや町３丁目13番１号　エステート21―202号
債務者　上田　真智
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　常田　　学
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２３５号
秋田市東通観音前１番10号　コーポニューブルー105号、住民票上の住所秋田県潟上市昭和大久保字堤の上91番地73
債務者　小林　成光
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　一宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２８号
北海道日高郡新ひだか町静内旭町１丁目８番６号
債務者　秋谷　潤子
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　葉山　裕士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月５日午後１時
5　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２６年（フ）第３０号
北海道日高郡新ひだか町静内旭町１丁目８番６号
債務者　秋谷　　進
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　葉山　裕士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月５日午後１時
5　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２６年（フ）第５２０５号
大阪府吹田市竹見台２丁目１番Ｃ９―809号
債務者　下村　　尚
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加納　一生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４号
和歌山県御坊市野口1182番地８、住民票上の住所和歌山県日高郡日高川町大字小熊3395番地１
債務者　深見さおり
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　ゆう
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月５日午後１時
5　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２６年（フ）第７４号
福岡県京都郡みやこ町犀川大村523番地１
債務者　中嶋　健二
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古賀　貴士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月12日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第６５号
北海道夕張郡長沼町銀座南２丁目10番15号
債務者　清水　　暁
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　竜司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第８３号
宮城県栗原市若柳字福岡小谷町25番地
債務者　佐藤　光博
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　庄司　智弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月19日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第３５８号
愛知県豊田市田中町４丁目35番地　第２聖心清風東寮
債務者　井上　宗幸
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　礼子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月13日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２２３号
高知市愛宕町１丁目８番２号　メゾンＳＡＫＵＲＡ202
債務者　板原　るみ
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　健吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月10日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
高知地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第９９号
山形県米沢市御廟２丁目３番38－４号
債務者　安孫子由香
1　決定年月日時　平成26年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第２２５号
千葉県印西市西の原３丁目４番地６棟104号
債務者　水野　　聡
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２４７号
千葉県富里市御料968番地　Ｔフィオーレ１―107
債務者　仲嶋あゆみ
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２４７号
岡山県倉敷市黒崎671番地
債務者　浅霧　恭子
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第５２４号
埼玉県越谷市七左町４丁目372番地１　越谷市営七左町中層住宅102号、旧住所埼玉県越谷市登戸町17番18号　ハイムせきねＡ―102
債務者　中山　広幸
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第５３７号
埼玉県草加市神明２丁目７番16―102号
債務者　大沢　清一
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係